

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 11 月 7 日

金 曜 日

第 5445 号

目 次

告 示

- | | |
|----------------------|---|
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | 1 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | 2 |
| ○指定居宅サービス事業者の廃止の届出 | |
| ○指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 | 3 |

公 告

- | | |
|-----------------------------|---|
| ○開発行為の工事完了 | |
| ○物品等の売却に係る一般競争入札の実施 | 4 |
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 | 6 |

告 示

富山県告示第415号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号の規定により公示する。

令和 7 年 11 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1670203106	
指定年月日	令和 7 年 11 月 1 日	
申 請 者	名称	株式会社エマーブル
事 業 所	所在地	高岡市宝町 7 番 8 号
	名称	株式会社エマーブル高岡営業所
サービスの種類	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	

富山県告示第416号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和7年11月7日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1670203106	
指定年月日	令和7年11月1日	
申請者	名称	株式会社エマール
事業所	所在地	高岡市宝町7番8号
	名称	株式会社エマール高岡営業所
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	

富山県告示第417号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和7年11月7日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		社会福祉法人有磯会
サービスの種類		短期入所生活介護
事業所	名称	特別養護老人ホーム有磯苑 短期入所生活介護事業所（従来型）併設型
	所在地	下新川郡朝日町泊555番地
	介護保険事業所番号	1671700118
廃止の届出を受理した年月日		令和7年9月29日

富山県告示第418号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により公示する。

令和7年11月7日

富山県知事 新 田 人 朗

事業者の名称		社会福祉法人有磯会
サービスの種類		介護予防短期入所生活介護
事業所	名称	特別養護老人ホーム有磯苑 短期入所生活介護事業所（従来型）併設型
	所在地	下新川郡朝日町泊 555番地
	介護保険事業所番号	1671700118
廃止の届出を受理した年月日		令和7年9月29日

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年11月7日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市黒河22番1外6筆、 1011番の一部、1216番の 一部及び1217番の一部	同 左	水 路	射水市手崎403番地	シンコー運輸 倉庫有限会社

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年11月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック 富山88た1814 1台

イ ロータリー除雪車 富山99は369 1台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

令和8年1月7日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること又は当該売却物品等を直接自己の事業目的に使用する者であること。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930－8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076－444－3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和 7 年 11 月 7 日から令和 7 年 11 月 21 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

令和 7 年 11 月 21 日（金） 午後 5 時 15 分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

令和 7 年 12 月 1 日（月） 午前 11 時 00 分より順次

(2) 入札及び開札場所 〒 930－8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県庁入札室（本館 1 階）

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年11月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

イータウン大広田 富山市中田一丁目211-15 ほか

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物①②西側・北側／132台、駐車場①南西側／50台、駐車場①北西側／50台

(変更後) 建物①②西側・北側／132台、駐車場①北西側／100台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 建物①東側／90m²、建物②東側／36m²

(変更後) 建物①東側／90m²、建物②東側／36m²、建物①北東側／48m²

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 駐車場① 敷地東側／3箇所、敷地北側／1箇所、敷地西側／3箇所
駐車場② 敷地東側／2箇所、敷地北側／1箇所

駐車場③ 敷地南側／1箇所、敷地東側／1箇所、敷地北側／1箇所

(変更後) 駐車場① 敷地東側／3箇所、敷地北側／1箇所、敷地西側／3箇所
駐車場② 敷地南側／1箇所、敷地東側／1箇所、敷地北側／1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設①／24時間、荷さばき施設②／午前7時～午後10時

(変更後) 荷さばき施設①／24時間、荷さばき施設②／午前7時～午後10時、
荷さばき施設③／24時間

4 変更の日 令和8年6月11日（軽微変更が適用された場合は、その翌日）

5 変更の理由 3(1)、(3)においては、来客駐車場の位置変更に伴い、駐車場出入口を除外するため。

3(2)、(4)においては、荷さばき施設を追加するため。

6 届出の日 令和7年10月10日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年11月7日から令和8年3月9日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出する

ことができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由